

パブリックコメント手続実施要項

作成日: 令和3年(2021年)11月 日

案 件 の 名 称	箕面市強靱化地域計画(素案)について	
パブリックコメント手続 実 施 の 目 的	「国土強靱化基本法」の趣旨や、これまでの自然災害の教訓を生かし、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」を作り上げるため。	
実 施 部 局 名	総務部 市民安全政策室	
	(問 い 合 わ せ 先)	総務部 市民安全政策室 (電話:072-724-6750)
パブリックコメントの 対 象 と な る 資 料	箕面市強靱化地域計画(素案)	
参 考 資 料	箕面市強靱化地域計画(素案)の概要について	
閲覧方法と閲覧場所	(1) 市ホームページ (アドレス https://www.city.minoh.lg.jp/) (2) 総務部 市民安全政策室 (箕面市役所 本館2階 203番窓口) (3) 行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階12番窓口) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 西南生涯学習センター、中央・東・西南・桜ヶ丘・小野原・船場図書館、らいとびあ21図書コーナー、みのお市民活動センター ※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで	
意 見 等 の 提 出 期 間	令和 3年(2021年)12月1日から12月28日まで(郵便の場合は必着)	
意見等の提出方法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (3) ファクシミリによる送付 (4) 電子メールによる送付(情報セキュリティ対策のため送受信できないメールアドレスがありますのでご注意ください。) ※閲覧場所の窓口意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)	
	意 見 等 を 提 出 で き る か た	(1) 本市にお住まいのかた (2) 本市に事務所又は事業所がある事業者 (3) 本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4) 本市にある学校に在学しているかた (5) 本市に対して納税義務を有しているかた (6) 上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意 見 等 を 提 出 す る 際 の 必 要 記 載 事 項	(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) (3) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分	
提出された意見等及び 市の考え方の公表方法	「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 なお、意見提出者への個別回答はいたしませんのでご了承ください。また、個人情報については他の目的で利用することはありません。 ※公表期間: 令和3年(2021年)1月頃を予定	
備 考		

箕面市強靱化地域計画

(素案)

令和 3 年(2021 年)〇月

箕面市

目 次

第 1 章 計画の策定趣旨・位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 計画の策定趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間

第 2 章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1. 基本目標
2. 対象とする災害（リスク）
3. 事前に備えるべき目標
4. 箕面市強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

第 3 章 脆弱性評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1. 起きてはならない最悪の事態
2. 脆弱性評価の結果

第 4 章 強靱化に向けた施策方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

1. 強靱化に関する施策分野
2. 脆弱性評価を踏まえた具体的取り組み

第 5 章 計画の推進と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗管理

【別紙 1】「起きてはならない最悪の事態」を防ぐための対策（脆弱性評価）

【別紙 2】「個別事業一覧」（具体的な取り組み）

第1章 計画の策定趣旨・位置付け

1. 計画の策定趣旨

近年、気候変動の影響により、想定を超える豪雨や台風等の気象災害が激甚化とともに頻発化しています。また、近い将来、南海トラフ沿いの大規模地震が想定され、加えて火山の噴火等による大規模自然災害等が発生する恐れも指摘されています。このような今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備え、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、総合的な防災・減災対策を効果的に取り組むことが急務となっています。

こうした中、国においては、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布、施行され、平成26年（2014年）6月には、基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定されました。この基本法及び基本計画に基づき国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現に向けて国土強靱化を総合的かつ計画的に進めています。

また、大阪府においても、平成28年（2016年）3月に「大阪府強靱化地域計画」を策定し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施しています。

これまで本市では、阪神・淡路大震災、東日本大震災など過去の災害を教訓に、市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関し、箕面市、大阪府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市民・事業者の基本的責務を定め、防災関係機関の業務の大綱を策定することにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした「箕面市地域防災計画」を策定・運用するなどして市民の安全と安心の確保のために、防災・減災対策に取り組んできました。

想定を超える大規模自然災害等が頻発する中、より安全で安心なまちづくりを進めるためには、これまでの取り組みをより一層向上させていく必要があります。このような観点から、いかなる自然災害等が発生しても、人命の保護を最大限に図り、地域社会の被害は最小限に抑え、そして速やかに回復する「強さとしなやかさ」をもった「強靱な地域」を構築していくため、基本法の理念を踏まえ、本市の強靱化に関する指針となる「箕面市強靱化地域計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するもので、基本法第14条に基づく基本計画とは調和が保たれた計画です。また、「箕面市地域防災計画」と

基本的な考え方の整合性が保たれた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。

3. 計画期間

本計画は、強靱化の推進に関して、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにするため、計画期間は令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの概ね5年間とします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取り組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

基本計画及び大阪府強靱化地域計画との調和を図り、基礎自治体としての役割を踏まえ、以下の4つを基本目標とします。

- (1) 人命の保護が最大限図られる。
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

2. 対象とする災害（リスク）

本計画において、本市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、市域特性も踏まえ、市域に甚大な影響を与えることが想定される大規模自然災害《地震・風水害（台風、豪雨、土砂災害等）》を対象とします。

なお、本市域の災害環境については、本市域に係る防災に関し、総合的かつ基本的な計画である「箕面市地域防災計画」に記載するとおりとします。

3. 事前に備えるべき目標

前記1. 基本目標の実現に向け、いかなる災害が起ころうとも、あらゆるリスクを想定し、起きてはならない最悪の事態に陥ることを避けることができる強靱な行政機能や地域社会を事前に作り上げるため、基本計画及び大阪府強靱化地域計画との調和を図り、以下の8つを事前に備えるべき目標とします。

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

4. 箕面市強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

前記 1. 基本目標と 3. 事前に備えるべき目標を実現し、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等地域の強靱化を進めていくため、以下の基本的な方針に基づき地域の強靱化に取り組めます。

(1) 市民・事業者等の主体的な参画

市民、事業者等と「自助」、「共助」、「公助」の考え方を共有し、国、府、市、市民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動し協働できる取り組みを促進します。

(2) 効率的・効果的な施策の推進

基本目標に即し、社会資本の老朽化を踏まえたうえで、優先度と費用対効果を考慮し、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な施策を検討します。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも地域で有効に活用される施策となるよう工夫します。

(3) PDCA サイクルの徹底

効率的・効果的に強靱化の取り組みを進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要があります。そのため、本計画に位置づける個別の施策の推進は、基本目標を踏まえ、それぞれ関連づけられる計画に基づき、進めていきます。

また、個別の施策については、基本的にはそれぞれに関連付けられる計画において、進捗管理、評価等を行うこととし、強靱化に関する他の計画を見直しを行う場合には、本計画との整合性について留意するものとします。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、平時にも地域で有効に活用される施策を取り入れ、自然との共生を図るよう進めます。

また、人とのつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、女性、高齢者、子ども、障害者、市内在住外国人等に十分配慮して施策を講じ、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。

(5) 広域連携の取り組み

地域の強靱化を効果的に進めるため、関西広域連合、大阪府、近隣自治体等との連携強化を図り、市として事前防災・減災を効果的に進めます。

第3章 脆弱性評価の実施

1. 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定したうえで行うこととされている（基本法第17条第3項）。本市においては、基本計画及び大阪府強靱化地域計画で設定された「起きてはならない最悪の事態」を基本としつつ、本市の特性を踏まえ、前記8つの「事前に備えるべき目標」の達成に向け、31の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員、施設等の被災による市役所機能の機能不全
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止及び污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2. 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」に対し、本市の取り組んでいる施策等について、その取り組み状況の把握や現状の課題等を抽出し、脆弱性を分析・評価しました。評価結果は【別紙1】のとおりです。

第4章 強靱化に向けた施策方針

1. 強靱化に関する施策分野

本計画で対象とする国土強靱化に関する施策分野として、本市の各部局室が所管する業務等を勘案し、次の8つの個別の施策分野と3つの横断的分野とします。

個別施策分野	横断的分野
1 行政機能・消防・防災教育等	1 リスクコミュニケーション
2 住宅・都市	2 老朽化対策
3 保健医療・福祉	3 人材育成
4 環境・エネルギー	
5 情報通信	
6 産業・農業	
7 交通・物流	
8 国土保全	

2. 脆弱性評価を踏まえた具体的な取り組み

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、重点的に実施する具体的な取り組みを前記1. 施策分野ごとに次のとおり整理します。

また、各施策の進捗状況や社会情勢の変化、国・府、関係機関等の動向を踏まえ、適宜見直しを行うとともに、各施策に関連した個別事業については、必要に応じ、【別紙2】に記載することとします。

重点的に実施する具体的な取組

【個別施策分野】

1	行政・消防機能・防災教育等								
●施策内容									
1	公共施設等の防災対策の推進	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 防災拠点としての行政機能を維持し、災害時の安心・安全を確保するため、庁舎や学校、公園施設、市営住宅などの市有建築物の耐震対策、非常用電源設備等の整備及び各施設における浸水対策を実施する。									
2	業務継続体制の強化	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 既存の地域防災計画、災害時受援計画、災害対策本部実働マニュアルやBCPについて、随時、検証や見直しを行い、必要な体制整備の強化を図る。									
② 災害時に適切な応援を受けることができるよう、災害時の応援協定締結団体との連携を強化する。									
3	災害発生時の配備体制	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① ICTを活用して、職員の安否確認や情報共有体制を強化し、災害時の配備体制を確実にするとともに、さまざまな訓練等を通じて、災害対応にあたる職員の災害対応能力の向上を図る。									
② 防災行政無線等を活用し、関係機関相互の迅速かつ確実な情報連絡及び連携体制を確保し、被害状況の早期確認、災害情報の収集を行う。									
③ 自衛隊の駐留拠点や外部からの支援物資・ボランティアの受け入れなどを行う渉外拠点を決め、災害対応に必要な体制の強化を図る。									
4	財務処理体制の確保	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 自然災害発生後に、停電等が発生した場合においても、緊急を要する支払等の財務処理が行えるよう、実効性を確保する。									
5	安全な避難体制及び避難所生活環境の確保	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 安全な避難を行うため、指定避難所（福祉避難所）や一時避難地の指定、避難受け入れ体制を確保し、市民に周知を図るとともに、スムーズな避難誘導や避難者のQOL確保等について、必要に応じて避難所運営マニュアルの改訂を行い、適切な運営に努める。									

② 食料や燃料等については、府と共同備蓄を進めるとともに、必要備蓄量確保のため、民間事業者等と協定等を結ぶなど多様な方法による物資の調達・確保に努める。									
③ 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、健康相談、栄養相談、心の健康相談等必要な相談業務を総合的に実施する体制を確保する。									
④ 感染症流行禍においては、避難所における感染症拡大防止のため、飛沫感染の防止策や避難者同士の間隔の広さの検討、体調不良者を隔離するための専用スペースの確保など、適切な感染症対策を講じる。									
6	消防・救急体制の確保	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 迅速かつ的確な消火・救急・救助活動を実施するため、消防防災施設や消防車両等の防災資機材の計画的な整備を行い、消防体制の充実強化を図るとともに、消防団の活動強化や消防用水の確保等を進める。									
② 迅速かつ的確な消防活動実施のため、初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救急・救助体制、広報体制、後方支援体制等の整備に務める。									
7	広域的な応援・受援体制の充実	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 被災地のみで救急・救助活動が困難な場合に備え、緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備や、自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する外部支援受け入れ拠点の整備を進める。									
② 受援力向上、被害状況確認補助のため、ヘリサインの整備を促進する。									
③ 府、近隣市町村等と防災協定等により相互応援体制の強化を進めるとともに、民間事業者等との防災協定の締結等を推進する。									
8	防災教育等の推進	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 子どもたちが自ら命を守る行動をとることができるよう、市立学校等において地域の実態に応じ、自ら判断をせざるを得ない実践的な防災訓練及び防災教育を実施する。									
② 市民一人ひとりが災害に対する備えを心がけ、必要な備蓄を継続し、自発的に地域での災害対応を行えるよう、防災に関する知識の普及啓発を実施する。									

◆重要業績指標（KPI）

重要業績指標	現状	目標
消防団員数	575 人 (R2)	624 人 (R7)
出張防災講座	3 回 (R2)	12 回 (R7)

2	住宅・都市
---	-------

●施策内容

1	防災空間の整備	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 地震等に伴う市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災発生防止のため、防火・準防火地域の指定、広幅員道路の整備等による延焼遮断帯の整備などまちの不燃化対策を進める。 ② 道路・緑道、公園、農地等について、延焼遮断空間としての機能を担うとともに、応急対策活動及び地域コミュニティの活動拠点、緊急時の避難場所等防災上重要な役割を担うため、計画的な整備に務める。									
2	住宅・建築物の耐震化	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 大地震時における建築物の倒壊による市民の人命・財産への被害を最小限に食い止めるため、建築物の耐震化の必要性を広く市民に周知し、建築物の耐震化を促進する。 特に、市内に多く存在する旧耐震の木造住宅については、国・府と協調した補助制度を活用し、促進を図る。 ② ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止し、道路の通行を確保するため、啓発、補助制度の周知等を推進する。 ③ 老朽住宅や危険空き家による災害危険性の増大を防ぐため、所有者への働きかけ等の対策を講じる。									
3	上下水道の供給・機能確保の推進	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 上水道施設、管路の老朽化や耐震化対策を進めるとともに、早期復旧できるよう、水道事業者間の連携及び広域的な応援体制構築に務める。 ② 被災時の下水道（汚水処理）機能を確保するため、ポンプ場、管渠等の老朽化・耐震化や下水道業務継続計画の運用を進める。									
4	文化財施設等の保護	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 文化財の所有者、管理者に対する防災意識の徹底、自衛組織の確立、防災関係機関や地域住民との連携体制の整備を推進する。									
5	応急仮設住宅等の早期確保	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 事業用地の確保等あらかじめ応急仮設住宅の建設候補地の選定に努めるとともに、また被災者用の住居として利用可能な市営住宅等の把握に努める。 ② 被災者の生活、被災したまちを円滑かつ迅速に再建・回復するため、建設資材・木材・機械等の調達・確保に向け、関係機関との連携体制の確立を図る。									

◆重要業績指標（K P I）

重要業績指標	現状	目標
民間住宅の耐震化率（※1）	81%（H30）	95%（R7）
民間建築物の耐震化率（※1）	不明（R2）	95%（R7）
基幹管路（※2）の耐震化率（水道）	44.0%（R2）	47.8%（R7）

※1 民間住宅の耐震化率は、「第5次箕面市総合計画後期基本計画」の成果指標による。目標は、国土交通省の建築物耐震化基本方針による。

※2 基幹管路とは、水運用上、重要度が高く、代替え機能のない基幹的な管路のこと。

3	保健医療・福祉
---	---------

●施策内容

1	医療・福祉関係施設における災害対応体制の強化	対応する「事前に備えるべき目標」							
		㊦	2	㊧	㊨	㊩	㊪	㊫	㊬
① 医療施設や福祉施設等の機能確保のため、施設の耐震化や非常用電源の確保を促進する。									
② 利用者等が迅速に避難できるよう避難計画等の整備や訓練の実施を働きかける。									
2	医療関係団体との連携による医療物資等備蓄の促進	対応する「事前に備えるべき目標」							
		㊦	2	㊧	㊨	㊩	㊪	㊫	㊬
① 医薬品や燃料等について、箕面市立病院での備蓄に加え医療関係機関等や箕面市医師会・箕面市歯科医師会・箕面市薬剤師会と協力し、関係団体における流通備蓄の確保、供給体制の整備を進める。									
3	災害時要援護者支援体制の整備	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	㊧	㊨	㊩	㊪	7	㊬
① 災害時要援護者のための支援を「発災直後の網羅的な安否確認」、「避難行動の支援」及び「継続的な支援」の3つの視点で捉え、それぞれに適した情報把握・共有及び支援体制の整備を推進する。									
4	外部支援受入体制の整備	対応する「事前に備えるべき目標」							
		㊦	2	㊧	㊨	㊩	㊪	㊫	㊬
① 適切な医療救護支援活動の受け入れが実施されるよう、市立病院において、受け入れ体制やコーディネート機能の整備を進める。									
5	被災者の身体と心の健康支援の充実	対応する「事前に備えるべき目標」							
		㊦	2	㊧	㊨	㊩	㊪	㊫	㊬
① 被災者の生活及び生活再建に向けて心身の必要な相談業務を総合的に実施するため、保健師、栄養士、社会福祉士等による相談業務の実施体制を整備する。									
② 被災した児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭カウンセラー等の専門機関と連携を図り、健康診断、カウンセリング、電話相談等の支援体制を整備する。									
6	感染予防・衛生環境の維持	対応する「事前に備えるべき目標」							
		㊦	2	㊧	㊨	㊩	㊪	㊫	㊬
① 被災地域における感染症の拡大を抑えるため、池田保健所と連携して感染症の発生状況や動向調査を行い、被災地における感染予防や衛生環境の維持を推進する。									
② 避難施設内における感染症の拡大の未然防止を図るため、手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策について、平時から、市民への普及啓発を実施する。									

③ 避難施設等における衛生環境の保持のため、ごみやし尿等廃棄物の処理について、各処理施設等の被災時の早期復旧体制の整備及び府、近隣市町村、関係団体等との支援連携体制の整備を図る。									
7	避難者の健康維持活動	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、保健師を含む多様な相談員による健康相談、訪問指導、健康教育等の巡回相談体制を確保する。									
② 要配慮者について、巡回相談等により栄養状況及び健康状態の確認を行い、医療を要する在宅療養者の把握に務め、医療機関の受診等について、指導・助言を行う。									

◆重要業績指標（K P I）

重要業績指標	現状	目標
社会福祉施設における耐震化率	74.7%（R2）	85.0%（R7）

4	環境・エネルギー
---	----------

●施策内容

1	エネルギー供給の確保	対応する「事前に備えるべき目標」							
		㊦	2	3	4	5	6	㊧	㊨
① 電力の供給停止に備え、庁舎や避難施設などにおける非常用電源設備の整備や燃料の備蓄を進めるとともに、燃料供給に関する協定を締結するなど関係事業者と連携して燃料供給体制を整備する。									
② エネルギー供給源の多様化のため、コージェネレーション、再生可能エネルギー等を組み合わせた自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池、電気自動車の利活用等を促進する。									
2	災害廃棄物の処理体制の確保	対応する「事前に備えるべき目標」							
		㊦	2	㊩	㊪	㊫	㊬	㊭	8
① 大量に発生する災害廃棄物の処理について、自らのゴミ処理施設等で処理できない場合に備えるため、市における災害廃棄物処理体制の確立、処理施設の強靱化等を定めた廃棄物処理に関する処理計画の策定及び近隣市町村と連携した広域的な処理体制の整備を図る。									
3	有害物質の拡散防止	対応する「事前に備えるべき目標」							
		㊦	㊮	㊩	㊪	㊫	㊬	7	㊨
① 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、危険物、高圧ガス、火薬類等の関係事業者の保安対策、管理化学物質等の適正管理、有害物質等の拡散・流出防止対策等必要な措置を講ずるよう指導を進める。									

5	情報通信
---	------

●施策内容

1	市民への情報伝達手段の多様化	対応する「事前に備えるべき目標」						
		㊦	㊧	㊨	4	㊩	㊪	7
①	防災行政無線の屋外スピーカー、コミュニティFM放送、市ホームページ、市民安全メール、エリアメール、緊急速報メール、SNS等を用いて、情報発信手段の多様化に取り組み、市民へ避難情報等が確実に伝わるよう努める。							
②	市内在住外国人に対しては、関係機関と連携し、多言語化や文化の違いを考慮した情報を市ホームページ、コミュニティ放送やSNS等を活用して発信を行う。							
③	インターネットでの情報の入手が困難で、高齢者や障害者等の早めの避難行動が必要な方については、関係機関と連携し、固定電話やFAXによる災害情報の配信を行う。							
2	防災行政無線等の適正管理	対応する「事前に備えるべき目標」						
		㊦	㊧	㊨	4	㊩	㊪	7
①	箕面市防災行政無線を活用した関係機関相互の迅速・確実な情報連絡及び連携体制を確保し、適正な維持管理及び運用を図る。							
②	AI、IoT、クラウドコンピューティング技術等を活用して、災害関連情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、メディア等との連携体制の充実を図る。							
③	情報の地図化等により災害情報の伝達手段の高度化を図る。							

6	産業・農業
---	-------

●施策内容

1	企業等における事業継続体制の確立に向けた支援	対応する「事前に備えるべき目標」							
		㊦	2	㊧	㊨	5	6	㊩	㊪
① 事業者における事業の維持や早期復旧が可能となるよう、商工会議所等関係団体と連携して、事業所の主体的な事業継続計画（BCP）の作成を支援する。									
2	帰宅困難者対策の充実	対応する「事前に備えるべき目標」							
		㊦	2	㊧	㊨	5	㊫	㊩	㊪
① 事業者に対し、その従業員や店舗等の利用者等が徒歩帰宅が困難である場合に備え、交通機関の復旧等までの期間を安全に滞留させられるよう、飲料水、食料、毛布等の備蓄の整備を進めるよう啓発を進める。また、遠方からの来街者に対しては、数日にわたる一時滞留が可能となるよう宿泊施設等との協力体制を整備するとともに地域の避難所においても受け入れられるよう体制の整備を進める。									
② 従業員等の安全確保を図るとともに一斉帰宅による街中の混乱を回避するため「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」の改定等を踏まえた防災計画等の策定を促進する。									
3	中小企業者・農林業者への復興支援の充実	対応する「事前に備えるべき目標」							
		㊦	㊬	㊧	㊨	5	㊫	7	㊪
① 中小企業者の復興に向けた支援について、適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制を確保する。									
② 大規模災害により被災した農業者、中小企業等の復興に向けた支援施策・制度等の情報を、的確に提供するため、情報提供体制を強化する。									
4	農地・森林等の復旧対策、ため池の防災対策	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	㊬	㊧	㊨	㊭	㊫	7	㊪
① 農地、森林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、被災農地や水路、森林等の早期復旧に向けた体制の構築を進めるとともに、ため池の防災・減災対策などを促進する。									
5	農地・森林等の保全	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	㊬	㊧	㊨	㊭	㊫	7	㊪
① 農地等の荒廃を防ぐため、遊休地の解消や農業の後継者育成等の農地保護施策等を総合的に推進する。									
② 森林の持つ水源涵養をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、国、府、山林所有者、関係団体等と連携し、森林整備・保全活動等を促進する。									

7	交通・物流
---	-------

●施策内容

1	幹線道路網等の整備及び維持管理	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	㊦	㊧	5	6	7	㊨
①	物資等輸送ルートや緊急通行車両等の通行機能を確保するため、緊急交通路等の橋梁の耐震化、無電柱化を進めるとともに、幅員の拡大、沿道建築物の耐震対策・延焼防止対策、照明柱や標識柱の倒壊対策等を推進する。								
②	豪雨等による道路施設の破損・欠損等により通行不能防止のための道路防災対策や豪雨時のアンダーパスの冠水対策、警察署との連携により道路の通行規制の手法の検討等を進める。								
③	救助・救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、迅速な道路啓開体制の充実を図るとともに、復旧・通行状況によっては代替道路の確保に努める。								
2	交通インフラの防災対策	対応する「事前に備えるべき目標」							
		㊦	2	㊦	㊧	5	6	㊨	㊩
①	交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、鉄道ネットワークや都市圏環状道路などの道路ネットワークの整備、広域交通インフラ等の防災対策を進める。								
3	帰宅困難者対策	対応する「事前に備えるべき目標」							
		㊦	2	㊦	㊧	㊨	㊩	㊪	㊫
①	帰宅困難者対策として府が行う、帰宅困難者支援協力店制度の推進等徒歩帰宅を支援する環境整備に対し、事業者への周知啓発等に協力する。								
②	道路の通行状況、公共交通機関等の運行情報等の情報について、多様な情報発信の整備を進める。また、徒歩帰宅ルートの通行機能を確保するため、沿道のブロック塀等の安全対策や歩道の整備等を推進する。								

◆重要業績指標（K P I）

重要業績指標	現状	目標
緊急交通路における主要橋梁の耐震化率	83.3%（R2）	100%（R4）

8	国土保全
---	------

●施策内容

1	都市型水害対策	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	㊟	㊦	5	6	7	㊨
①市街地等の浸水被害を軽減するため、水防整備指針を策定し、下水道による雨水排水の系統的な整備に併せ、農業用水路、道路側溝等のネットワークの整備等総合的な対策を進める。									
②浸水しやすいエリアにある地下構造物等のある住宅においては、必要に応じ、止水板等の設置、土嚢・水嚢等の備蓄による浸水被害の軽減・防止について、啓発を行う。									
2	河川等の管理体制	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	㊟	㊟	㊦	㊧	㊨	7	㊨
①河川等のテレメータの保守や非常用電源の確保、河川及び水路のパトロールを随時実施し、水防上の危険箇所の把握に努め、河川管理者等と協議のうえ、改修等の必要な対策を実施するなど機能維持に務める。また、河川の水位情報収集のため、河川管理者と連携する。									
3	土砂災害対策の強化	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	㊟	㊟	㊦	㊧	6	7	㊨
①大規模箇所における対策事業を府に要望するとともに、小規模箇所については必要に応じて対策事業を行い、防災対策を推進する。									
②土砂災害から人命を守るため、ハザードマップ等の作成を行い、土砂災害発生リスクの周知啓発を行い、適切な避難計画行動ができる意識・知識の醸成を図るとともに、市、避難支援等関係者及び自治会等の地域コミュニティが連携して避難支援体制を整備する。									
③崖崩れ、土石流、地滑り等により人的被害が想定される山地災害について、国、府、山林所有者関係団体等が行う活動と連携し、必要な山地災害対策の整備を促進する。									
4	防災行動の普及啓発	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	㊟	㊟	㊦	㊧	㊨	7	㊨
①暴風や大雨などの風水害に備え、防災行動を実行するためのタイムラインの策定を進める。									

◆重要業績指標（KPI）

重要業績指標	現状	目標
水防整備指針に基づく水防対策の進捗率	40.0%（R2）	100.0%（R3）

【横断的分野】

1	リスクコミュニケーション
---	--------------

●施策内容

1	避難行動の周知啓発	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
①	住民が災害の危険性を事前に把握できるよう、土砂災害・浸水害・洪水、内水氾濫、ため池ハザードマップの作成及び改訂を進めるとともに、災害種別ごとの避難行動の取り方について普及・啓発を行う。								
2	防災訓練の充実	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
①	市民の防災意識の向上を図るため、毎年1月17日の全市一斉総合防災訓練のほか、様々な機会を活用した各種啓発活動や防災訓練の実施を進める。								
3	住宅における防災意識の普及啓発	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
①	各家庭において、家具の固定などの安全対策や、食料等の備蓄、通電火災を防ぐための防火対策などの普及啓発を実施する。								
4	地域における防災意識の普及啓発	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
①	市民に対し、災害時における地域コミュニティの役割と重要性を徹底的に周知し、全ての市民が何らかの地域コミュニティに属し、災害時の安否確認網に組み込まれることをめざす。特に、災害時以外にも日常の見守りや地域防犯等様々な共助活動を行っている自治会については、優先的に加入・結成を促進する。								
②	地域コミュニティを維持するため、住民一人ひとりが防災の担い手であるという意識の啓発と併せて、小学校区ごとの地区防災委員会の防災活動の重要性の周知、啓発、地域コミュニティへの参加促進、防災訓練への参加の必要性等の啓発を行います。								

2	老朽化対策
---	-------

●施策内容

1	公共施設等の老朽化対策	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
①	市民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について、日々の点検等により状況の把握を行い、施設改修等適切に対応するとともに、箕面市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、公共施設等を総合的かつ計画的に管理する。								

3	人材育成
---	------

●施策内容

1	被災者支援対応人材の育成	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 地域の被災者支援のため、各地区防災委員会に地区専属の防災担当者として、市職員3名を地区防災スタッフとして配属し、平常時、災害時ともに同委員会の活動に参加し、地域に軸足を置いて、主に市とのパイプ役を担う。また、学校職員（教職員を含む。）は災害時において、児童・生徒の安全確保が完了した時点で、全員が地区防災委員会の一員として避難所運営や避難支援等に参加する。									
② 早期の被災者支援のため、罹災証明発行及び住家被害認定を迅速に行えるよう研修等を実施する。									
2	災害ボランティアの充実	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 災害から早期に復旧するには、災害ボランティアによる支援が不可欠であることから、災害ボランティアの事前登録、研修等により育成に務めるとともに、日常的にボランティア活動や相談活動、多文化交流等を行っている団体等と情報の共有及び災害時の連携を図る体制を整備する。									
3	地域の研修の開催	対応する「事前に備えるべき目標」							
		1	2	3	4	5	6	7	8
① 地域防災力の向上に向けて、地区防災委員会の役員等が研修を受講する機会を設け、防災士の資格取得等、地域の防災組織の中核となる人材の育成を進め、地域の防災組織の強化を図る。									

◆重要業績指標（KPI）

重要業績指標	現状	目標
防災士資格の取得者数	85 名（R2）	185（R7）

第5章 計画の推進と見直し

1. 計画の推進体制

強靱化計画とは、いかなる災害が起ころうとも、あらゆるリスクを想定し、人命の保護が最大限に図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その関連対策事業等の範囲については、市のあらゆる部局にわたります。

したがって、本計画の進捗管理、見直しについては、「箕面市防災会議」を中核とした全庁横断的な体制において、箕面市地域防災計画との整合を図りながら取り組みを推進していきます。

また、市の部局だけでなく、国、府、近隣市町村等の地方公共団体、地区防災委員会をはじめとした自主防災組織等の地域組織、民間事業者など、広範な分野の関係者と連携・協力しながら進めていきます。

2. 計画の進捗管理

本計画を総合的かつ計画的に進めるため、具体的な取り組みの進捗状況等を毎年度、定期的に把握・検証を行い、社会情勢の変化や国、府の施策の進捗状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行うなど、PDCAサイクルを繰り返して、取り組みを推進します。

【別紙 1】

「起きてはならない最悪の事態」を防ぐための対策（脆弱性評価）

目標 1	直接死を最大限防ぐ
------	-----------

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		
項 目		内 容	担当部局室
1	市有建築物等の耐震化	① 庁舎や学校、市営住宅などの市有建築物の耐震対策は概ね順調に進んでいるが、未了のものもあるため、さらなる耐震化、建替、機能移転による除却等を推進する必要がある。	施設所管課
		② 天井や昇降機、窓ガラス、照明設備等の非構造部材についても耐震対策を進める必要がある。	施設所管課
2	民間住宅・建築物の耐震化	① 旧耐震基準の住宅に居住している市民に対し、耐震化の必要性を周知し、耐震化を促進する必要がある。	審査指導室
		② 多数の人が利用する特定建築物の所有者に対し、耐震化の必要性を周知し、耐震化を促進する必要がある。	審査指導室
		③ 「箕面市耐震改修促進計画」に基づき、民間住宅及び建築物の耐震化を促進する必要がある。	審査指導室
		④ ブロック塀等倒壊の危険性が有る構築物についても耐震対策を進める必要がある。	建築室
3	交通施設、公園施設の耐震化	① 橋梁等の交通施設の耐震化、照明柱や標識柱の倒壊対策等を進める必要がある。	道路管理室、道路整備室
		② 公園施設等の耐震化、老朽化対策及び長寿命化を行うとともに、避難場所等としての機能を持つ公園施設の整備を図っていく必要がある。	公園緑地室
4	空き家等の適正管理	① 災害発生時の倒壊等による被害を防ぐため、管理不全空き家の状況改善について、府や関係機関等と連携して進める必要がある。	環境動物室
5	防災意識の向上	① 市民の防災意識の向上を図るため、出前講座や広報紙による各種啓発活動の継続や防災訓練の実施を推進していく必要がある。	市民安全政策室

		②	住宅内で被害を受けないように家具固定等防災対策の普及啓発を継続していく必要がある。	市民安全政策室
6	危険性の周知	①	市民が災害の危険性を事前に把握するため、土砂災害・浸水害・洪水・内水氾濫などの被害想定がわかる防災マップ等について、適宜、見直しを行い、定期的な周知を継続していく必要がある。	市民安全政策室、水防・土砂災害対策推進室
7	避難行動支援	①	住民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所、広域避難地及び一時避難地は指定済であるため、今後は、タイムラインや避難経路等の周知とあわせて啓発を行っていく必要がある。	市民安全政策室
		②	災害時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、定期的に実施している「避難行動要支援者名簿」の更新などを継続していく必要がある。	市民安全政策室、健康福祉政策室、高齢福祉室、障害福祉室
		③	二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成など、人材育成を進める必要がある。	市民安全政策室、審査指導室

1-2		密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		
項 目		内 容		担当部局室
1	都市の不燃化対策	①	都市の不燃化を促進するため、市街地における火災の危険を防除する必要がある地区は、防火、準防火地域の指定を行う必要がある。	まちづくり政策室
		②	道路・公園の整備や広幅員道路の整備等による延焼遮断帯の整備などの対策を進める必要がある。	まちづくり政策室、道路整備室、公園緑地室
		③	区画整理事業、市街地再開発事業、道路・街路整備事業、公園整備事業などの市街地整備や施設整備により、良質な市街地形成を進める必要がある。	まちづくり政策室、審査指導室、道路整備室、道路管理室、公園緑地室

2	空き家等の適正管理	①	大規模火災時の延焼防止のため、管理不全空き家の状況改善について、府や関係機関等と連携して進める必要がある。	環境動物室
3	消防・救急体制の充実	①	大規模火災による被害を軽減するため、消防防災施設や消防車両等の計画的な整備を行い消防力の充実強化を図るとともに、消防団の活動強化や消防用水の確保等を進める必要がある。	消防総務室、消防企画室
4	消防体制の広域化	①	緊急消防援助隊等の受け入れ体制の整備等、消防体制の広域化について、効果的な体制整備について検討し、現行計画を更新していく必要がある。	市民安全政策室、消防総務室、消防企画室
5	防災意識の向上	①	市民の防災意識の向上を図るため、出前講座や広報紙による各種啓発活動の継続や防災訓練の実施を推進していく必要がある。	市民安全政策室
6	危険性の周知	①	市民が災害の危険性を事前に把握するため、土砂災害・浸水害・洪水・内水氾濫などの被害想定がわかる防災マップ等について、適宜、見直しを行い、定期的な周知を継続していく必要がある。	市民安全政策室、水防・土砂災害対策推進室
7	避難行動支援	①	住民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所、広域避難地及び一時避難地は指定済であるため、今後は、タイムラインや避難経路等の周知とあわせて啓発を行っていく必要がある。	市民安全政策室
		②	災害時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、定期的実施している「避難行動要支援者名簿」の更新などを継続していく必要がある。	市民安全政策室、健康福祉政策室、高齢福祉室、障害福祉室

1-3		突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
項 目		内 容		担当部局室
1	治水対策	①	市街地等の浸水による死傷者の発生を未然に防ぐため、豪雨や台風などに備えた治水対策の推進が必要である。	水防・土砂災害対策推進室、道路管理室、公園緑地室、下水道室
		②	河川堤防や護岸等について、府や関係機関と連携して検討する必要がある。	公園緑地室
		③	公共施設における浸水対策を進める必要がある。	施設所管課
2	都市基盤施設の整備と老朽化対策	①	市街地等の浸水を防ぐため、下水道施設等の都市基盤施設の整備や老朽化対策を推進する必要がある。	道路整備室、道路管理室、公園緑地室、下水道室
		②	豪雨時のアンダーパスの冠水対策や道路の事前通行規制の手法の検討などが必要である。	道路管理室
		③	ため池や水路等の農業用施設の改修や老朽化対策を推進する必要がある。	公園緑地室
3	防災意識の向上	①	市民の防災意識の向上を図るため、出前講座や広報紙による各種啓発活動の継続や防災訓練の実施を推進していく必要がある。	市民安全政策室
4	危険性の周知	①	市民が災害の危険性を事前に把握するため、土砂災害・浸水害・洪水・内水氾濫などの被害想定がわかる防災マップ等について、適宜、見直しを行い、定期的な周知を継続していく必要がある。	市民安全政策室、水防・土砂災害対策推進室
5	避難行動支援	①	住民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所、広域避難地及び一時避難地は指定済であるため、今後は、タイムラインや避難経路等の周知とあわせて啓発を行っていく必要がある。	市民安全政策室
		②	災害時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、定期的実施している「避難行動要支援者名簿」の更新などを継続していく必要がある。	市民安全政策室、健康福祉政策室、高齢福祉室、障害福祉室

1-4		大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生		
項 目		内 容		担当部局室
1	土砂・山地災害等対策	①	土砂災害を防ぐため、擁壁等の崖崩れ防止対策施設等の整備を推進する必要がある。	水防・土砂災害対策推進室
		②	森林の持つ水源涵養を発揮させるため、森林整備・保全を推進する必要がある。	公園緑地室
2	警戒区域外への誘導	①	土砂災害特別警戒区域内の住宅に対する移転補助を推進する必要がある。	水防・土砂災害対策推進室
3	防災意識の向上	①	市民の防災意識の向上を図るため、出前講座や広報紙による各種啓発活動の継続や防災訓練の実施を推進していく必要がある。	市民安全政策室
4	危険性の周知	①	市民が災害の危険性を事前に把握するため、土砂災害・浸水害・洪水・内水氾濫などの被害想定がわかる防災マップ等について、適宜、見直しを行い、定期的な周知を継続していく必要がある。	市民安全政策室、水防・土砂災害対策推進室
5	避難行動支援	①	住民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所、広域避難地及び一時避難地は指定済であるため、今後は、タイムラインや避難経路等の周知とあわせて啓発を行っていく必要がある。	市民安全政策室
		②	災害時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、定期的に実施している「避難行動要支援者名簿」の更新などを継続していく必要がある。	市民安全政策室、健康福祉政策室、高齢福祉室、障害福祉室

目標 2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
------	---

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
項 目		内 容	担当部局室
1	飲食料・医薬品等の確保	① 飲食料等について、必要備蓄量を設定し、避難所等でも備蓄はローリングストックにより進めているが、調達・確保手段の多様化については、効果的な手法を検討し推進していく必要がある。	市民安全政策室
		② 医薬品、医療用資器材等について、必要備蓄量を設定し、災害拠点病院等でも備蓄すると同時に、調達・確保手段の多様化を推進する必要がある。	地域保健室、市立病院
2	電力・燃料等の確保	① 電力等の供給停止に備え、庁舎や避難所、災害拠点病院等に非常用電源設備の整備や燃料の備蓄等は進めている	営繕室、市民安全政策室、市立病院
		② 電力や燃料の供給停止に備え、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池、燃料電池、電気自動車等の利活用を推進する必要がある。	市民安全政策室、営繕室、建築室、環境動物室
		③ 災害時のエネルギー確保の観点からコージェネレーション（※1）、燃料電池のほか、蓄電池、太陽光発電等の再生可能エネルギーを組み合わせた自立・分散型エネルギー供給システムの構築に取り組む必要がある。	市民安全政策室、営繕室
3	上水道・交通等の維持確保	① 水道等のライフライン施設の老朽化・耐震化対策などを促進する必要がある。	水道工務室、浄水室
		② 救助・救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路等の橋梁の耐震化、無電柱化、照明柱や標識柱の倒壊対策等、沿道建築物の耐震対策などにより、通行機能を確保する必要がある。	まちづくり政策室、道路整備室、道路管理室

4	BCP 策定、広域処 理の確保	①	早期復旧のため、市 BCP は策定済であるため、市 BCP に基づき BCM（※2）を実施する必要がある。	市民安全政策 室
		②	早期復旧のため、広域的な応援・受援体制の構築や事業者間の連携による、迅速な道路啓開体制等は構築済であるため、体制の強化・充実が必要である。	市民安全政策 室、道路管理 室

※1 コージェネレーション：電気と熱を同時に発生させる発電供給システムの総称

※2 BCM：事業継続マネジメントの略。BCP 策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。

2-2		多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
項 目		内 容		担当部局室
1	道路機能等の確保	①	道路の通行機能を確保し、豪雨等による道路法面崩落等の通行支障を防止するため、道路防災対策が必要である。	道路管理室、 道路整備室
2	消防・救急体制の 確保	①	効果的な救助・救急活動のため、緊急交通路の運行機能確保、迅速な道路啓開体制の強化・充実をする必要がある。	市民安全政策 室、道路管理 室、道路整備 室

2-3		自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
項 目		内 容		担当部局室
1	防災機関活動体制 の確保	①	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足による影響を回避するため、消防本部や待機宿舍等の耐震化対策は完了しているので、要員確保や通信環境の確保など体制整備を進めるとともに訓練を実施していく。	市民安全政策 室、消防総務 室
2	地域防災力の充実 強化	①	地域防災力の充実強化には、消防団や自主防災組織等の多様な主体が適切に役割分担しながら、相互に連携協力して取り組むことが必要であるため、引き続き啓発活動を実施していく。	市民安全政策 室、消防総務 室

3	広域化等による受援力の向上	①	被災地の消防力のみで救助・救急活動等が困難な場合に備え、緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備は実施済のため、訓練等を進めていく。	市民安全政策室、消防総務室、消防企画室
		②	大規模自然災害発生時に、救助・救急活動等にあたる自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点の整備や被害状況確認補助のためのヘリサインの整備は実施済のため、訓練等を進めていく。	市民安全政策室
4	消防・救急体制の確保	①	救助・救急活動等や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路の運行機能確保、迅速な道路啓開体制を強化・充実する必要がある。	市民安全政策室、道路管理室

2-4		想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱		
項 目		内 容		担当部局室
1	企業における防災体制の充実	①	企業の従業員等の安全確保を図るとともに、一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」の改正等を踏まえた企業 BCP 等の策定を促進する必要がある。	箕面営業室
2	消防・救急体制の確保	①	鉄道の運行情報の発信や早期の道路啓開、一時滞留場所の確保等の帰宅困難者対策の体制充実が必要である。	市民安全政策室、道路管理室、交通政策室

2-5		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
項 目		内 容		担当部局室
1	医療機能の確保	①	医療施設の耐震化や非常用電源の確保などの推進が必要である。	市立病院
		②	早期復旧のために、医療施設における BCP 策定の促進などが必要である。	市立病院
		③	医薬品等について、必要備蓄量を設定し、災害協力病院等でも備蓄すると同時に、調達・確保手段の多様化を促進する必要がある。	市立病院
		④	災害拠点病院での傷病者の受け入れ、災害現場での応急処置等を実施する DMAT (※) の出動・受け入	地域保健室、市立病院

			れ体制を充実させる必要がある。	
2	医療機関団体との連携	①	三師会と災害時の医療救護活動協定を締結し、災害時における医療救護体制を構築するとともに、災害対応訓練を実施し、連携強化を図る必要がある。	地域保健室
3	受援力の向上	①	適正な医療救護活動確保のため、医療救護班の受け入れ体制やコーディネート機能の整備が必要である	市民安全政策室、市立病院、地域保健室
4	消防・救急体制の確保	①	救助・救急活動等や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路の通行機能確保、迅速な道路啓開体制を強化・充実する必要がある。	市民安全政策室、道路管理室
5	電力・燃料等の確保	①	災害時のエネルギー確保の観点からコージェネレーション、燃料電池のほか、蓄電池、太陽光発電等の再生可能エネルギーを組み合わせた自立・分散型エネルギー供給システムの構築に取り組む必要がある。	市民安全政策室、営繕室

※ DMAT：災害派遣医療チーム「Disaster Medical Assistance Team」の略で、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」のこと。

2-6		被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
項 目		内 容		担当部局室
1	感染症・食中毒等の防止	①	感染症拡大防止のため、飛沫感染の防止策や消毒液等といった備蓄品の見直し、被災者同士の間隔の広さの検討、体調不良者を隔離するための専用スペースの確保など実施済であるが、随時、適切な感染症対策を講じる必要がある。	市民安全政策室、地域保健室、市立病院
		②	被災地域における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況や動向調査を行い、健康診断の勧告等を行うなど迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行う必要がある。	地域保健室
		③	被災地域における食中毒の未然防止を図るため、平時から、衛生講習会等を実施し、食品衛生に関する意識向上を図るとともに、食品関係施設への衛生指導、市民への広報を行う必要がある。	地域保健室、箕面産と食の推進室

2	衛生的な環境の確保	①	下水道（污水处理）機能を確保するため、下水道施設（ポンプ場・管路等）の老朽化・耐震化対策を進める必要がある。	下水道室
		②	避難所等において簡易トイレや手指消毒液の備蓄は実施済であるため、実地訓練などを進めていく必要がある。	市民安全政策室
		③	災害時の一般廃棄物(特に生活に伴うごみやし尿)の適正処理を確保するため、早期の収集運搬体制の確立、処理施設の強靱化などを定めた、廃棄物処理に関する処理計画の策定を進める必要がある。	環境クリーンセンター、環境整備室
3	広域化等による連携強化	①	他府県等における地方衛生研究所と相互協力体制を確立・強化する必要がある。	市民安全政策室、地域保健室
		②	市単独で衛生環境の保持が困難な場合に備え、広域的な応援体制の構築や支援の調整は実施済であるため、訓練等を通じて体制の強化等の強化を図る。	市民安全政策室、地域保健室

2-7		劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
項 目		内 容		担当部局室
1	避難所の確保及び避難生活の充実	①	避難所（福祉避難所を含む。）の指定や避難者受け入れ体制を確保しているため、訓練を通じて避難所運営の体制強化を図る。	市民安全政策室、高齢福祉室、障害福祉室
		②	円滑な避難誘導や避難所の QOL 確保等に向け、各避難所の実情に即した「避難所運営マニュアル」等の策定しているが、必要に応じて詳細なマニュアル等を整備・充実を図る。	市民安全政策室
		③	要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所の指定を検討するとともに、福祉避難所の運営支援、福祉専門職の派遣やサービスに必要な福祉用具等の供給などの体制整備を図る必要がある。また、社会福祉施設における緊急一時的な受け入れ体制の整備についても働きかける必要がある。	高齢福祉室、障害福祉室

2	災害時における心身の健康維持	①	避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する必要がある。	地域保健室
		②	被災者のこころのケアを行うため、こころの健康に関する相談の実施体制の確保や DPAT（※）の編成などが必要である。また、被災した児童・生徒のこころのケアを行うため、スクールカウンセラーによる支援体制を整える必要がある。	地域保健室、学校教育室
3	動物救護体制	①	被災した動物の指定避難所への保護・収容を図るため、それぞれの避難所の特性に応じて、飼養場所や飼養のためのルールを決めておく必要がある。また、大阪府が行う放浪動物の保護・収容への協力体制の整備が必要である。	環境動物室

※ DPAT：災害派遣精神医療チーム「Disaster Psychiatric Assistance Team」の略で、
「自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神
科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム」のこと。

目標 3	必要不可欠な行政機能は確保する
------	-----------------

3-1		市職員、施設等の被災による市役所機能の機能不全		
項 目		内 容		担当部局室
1	業務継続体制の維持	①	災害直後から非常時に優先すべき業務を的確かつ円滑に実施できるよう、市 BCP 等の改訂や運用を行い、災害時の配備体制や緊急時における財務処理体制を確保する必要がある。	市民安全政策室、財政経営室
		②	行政機能を維持するため、市庁舎や出先機関等の耐震化や非常用電源の確保対策が必要である。	営繕室、建築室、施設所管課
		③	公共施設における浸水対策を進める必要がある。	施設所管課
2	職員対応力の向上	①	災害対応職員が迅速かつ的確な災害対策活動を行えるよう、適宜、災害対策本部各対策部のマニュアル等の充実を図るとともに、図上訓練や実働訓練、研修等を実施することで、職員の災害対応に対する意識の向上をはじめ知識習得、対応能力の向上を図る。	市民安全政策室、総務課、人事室
3	関係機関等との連携強化	①	府、近隣市町村等と防災協定等により相互応援体制の更なる強化を進める必要がある。	市民安全政策室
		②	迅速かつ効果的に災害応急対策を行えるよう民間事業者との防災協定の締結等を推進する必要がある。	各課室

目標 4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
------	--------------------------

4-1		防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		
項 目		内 容		担当部局室
1	防災機器の整備	①	大阪府防災行政無線、防災情報システム、河川・水路のテレメータ（大阪府土砂災害監視システム）の機能維持のための保守、非常用電源の確保など、防災機器の保守・整備を継続していく必要がある。	市民安全政策室、公園緑地室
2	関係機関との連携強化	①	大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、通信インフラに関わる事業者との連携や設備等を維持する必要がある。	市民安全政策室、情報政策室

4-2		テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
項 目		内 容		担当部局室
1	災害情報網の整備	①	災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、情報伝達体制の整備・訓練に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の情報収集体制の整備、連携強化に努めていく。	市民安全政策室、情報政策室
2	防災意識の向上	①	災害時に、市民自らが防災活動を行い、自分の生命、身体及び財産は自分で守るよう、平常時から、市民及び事業所に対し、防災知識の普及、意識啓発、防災教育等の実施を継続していくことが必要である。	市民安全政策室

4-3		災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
項 目		内 容		担当部局室
1	情報伝達手段の多様化	①	市ホームページ、防災情報メールや SNS 等を活用した災害情報の発信など、情報発信手段の多様化を進めている。引き続き効果的な情報伝達の手法の検討を進めていく。	市民安全政策室、箕面広報室
		②	避難所等においては、テレビ・ラジオ放送の中断等も想定し、情報の受け手に応じた手段で情報共有する仕組の構築が必要である。	市民安全政策室、箕面広報室

		③	防災情報を迅速かつ的確に収集し、市民に正確に伝えるため、コミュニティ FM 放送を活用するなどメディアとの連携体制の充実・強化を図る	市民安全政策室、箕面広報室
		④	外国人市民への情報発信について、多言語化や文化の違いを考慮した情報の発信は継続していく必要がある。	市民安全政策室、箕面広報室、文化国際室
		⑤	情報の地図化等による伝達手段の高度化について検討を行う必要がある。	市民安全政策室、情報政策室
2	情報収集方法の多様化	①	防災行政無線、テレビ、ラジオ、SNS 等様々な媒体を活用し、情報収集手段の多重化を実施している。引き続き情報収集の多重化を進めていく。	市民安全政策室
		②	被災状況や住民の避難状況などの把握、迅速な応急活動のため、ドローン等の技術活用について検討を行う必要がある。	市民安全政策室、消防企画室、営繕室
		③	AI、IoT、クラウドコンピューティング技術（※）など、ICT の防災施策への活用が必要である。	市民安全政策室、情報政策室
3	情報発信機器の確保	①	災害関連情報の市ホームページのアクセス処理能力の確保が必要である。	市民安全政策室、箕面広報室
		②	市ホームページ、SNS、防災スピーカー、コミュニティ FM 放送等を活用し、情報発信手段の多重化を実施している。引き続き情報発信の多重化を進めていく。	市民安全政策室、箕面広報室、情報政策室
4	避難行動支援	①	市民の避難行動を補完するため、各種ハザードマップの公表・周知を継続していく必要がある。	市民安全政策室、水防・土砂災害対策推進室

※ クラウドコンピューティング：インターネットなどのネットワークを経由してコンピュータ資源をサービスの形で利用できる仕組みのこと

目標 5	経済活動を機能不全に陥らせない
------	-----------------

5-1		サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
項 目		内 容	担当部局室
1	企業における事業継続体制の支援	① サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下を防ぐため、ライフライン事業者や物流関係事業者を含む企業版 BCP の策定を促進し、主体的に実施できるよう支援する必要がある。	市民安全政策室、箕面営業室
2	交通機能の確保	① 国土軸の確保の観点から、広域交通インフラ（道路・鉄道）の整備を進める必要がある。	鉄道延伸室、道路整備室
		② 物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路の通行機能確保、迅速な道路啓開体制を充実する必要がある。また、府と連携し、都市圏環状道路などの道路ネットワークや鉄道ネットワークの整備が必要である。	まちづくり政策室、道路整備室、道路管理室
3	エネルギー等の確保	① 燃料の備蓄や企業との災害時の燃料供給に関する協定を締結するなどの燃料供給継続に向けた取り組みを継続していく必要がある。	市民安全政策室
		② エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する必要がある。	市民安全政策室
		③ ライフライン事業者に対し、災害により途絶した施設の応急措置や応急供給・サービス提供を行うよう求めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう連携を進める必要がある。	市民安全政策室

5-2		食料等の安定供給の停滞	
項 目		内 容	担当部局室
1	民間事業者等との物資調達・供給体制連携構築の充実	① 物資供給に関する協定について、締結先である民間事業者等の充実を図る必要がある。	市民安全政策室、箕面営業室
2	農業用施設の改修及び早期復旧体制構築	① 水路や擁壁等の農業用施設の改修を計画的に行い、災害時の被害を最小限に抑える必要がある。また、被災した農地や水路等の農業用施設の早期復旧に向けた体制の構築が必要である。	公園緑地室、農業振興課

目標 6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
------	---

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止		
項 目		内 容	担当部局室
1	関係機関における事業継続体制支援及び連携強化	① 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、関連事業所のBCP や防災対策計画の策定を支援する必要がある。 ② 燃料の備蓄や企業との災害時の燃料供給に関する協定を締結するなどの燃料供給継続に向けた取組を進める必要がある。 ③ 関連事業者に対し、災害により途絶した施設の応急措置や応急供給・サービス提供を行うよう求めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう連携を進める必要がある。	市民安全政策室、箕面営業室 市民安全政策室 市民安全政策室
2	再生可能エネルギー等の利活用促進	① エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する必要がある。	市民安全政策室、営繕室
3	電力・燃料等の確保	① 災害時のエネルギー確保の観点からコージェネレーション、燃料電池のほか、蓄電池、太陽光発電等の再生可能エネルギーを組み合わせた自立・分散型エネルギー供給システムの構築に取り組む必要がある。	市民安全政策室、営繕室

6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止及び污水处理施設等の長期間にわたる機能停止		
項 目		内 容	担当部局室
1	上下水道施設の確保	① 上下水道等の長期間にわたる供給・機能停止を防ぐため、上水道施設（管路・浄水施設・配水池等）や污水处理施設（ポンプ場・管路等）の老朽化・耐震化対策を進める必要がある。	水道工務室、下水道室、浄水室

2	広域化等による連携強化	①	災害時の相互応援協定等を基本とした水道事業者間での連携強化の働きかけや水の確保のための広域的な応援体制の構築などが必要である。	経営企画室
		②	仮設トイレ等のし尿適正処理の広域的な支援の要請・調整を行う必要がある。	環境クリーンセンター、環境整備室

6-3		交通インフラの長期間にわたる機能停止		
項 目		内 容		担当部局室
1	交通インフラの整備・耐震化	①	広域交通インフラ（道路・鉄道）、鉄道ネットワークや都市圏環状道路などの道路ネットワークの整備や鉄道施設等の防災対策を進める必要がある。	まちづくり政策室、道路整備室
2	道路の早期啓開	①	救助・救急活動等や物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路の通行機能確保、迅速な道路啓開体制を強化・充実する必要がある。	市民安全政策室、道路管理室

6-4		防災インフラの長期間にわたる機能不全		
項 目		内 容		担当部局室
1	防災空間の整備・充実	①	避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。	市民安全政策室、まちづくり政策室、公園緑地室、農業振興課
2	都市基盤施設の整備の推進	①	道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時において、その機能を十分に発揮できるように整備を図る必要がある。	道路整備室、道路管理室、公園緑地室
		②	市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。	水防・土砂災害対策推進室、公園緑地室、下水道室
3	ライフライン施設の災害予防対策の推進	①	市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設・設備の強化、保全に努めていく必要がある。	市民安全政策室、箕面営業室、上下水道局

4	緊急輸送体制の整備	②	陸上輸送及び航空輸送等、災害時の緊急輸送活動に必要な輸送手段・輸送拠点を把握・点検するとともに、平常時より、災害時に備えた民間事業者等との協力体制の推進に努めていく必要がある。	市民安全政策室、交通政策室
---	-----------	---	--	---------------

目標 7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
------	-----------------------

7-1		地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		
項 目		内 容		担当部局室
1	都市の不燃化対策	①	都市の不燃化を促進するため、市街地における火災の危険を防除する必要がある地区は、防火、準防火地域の指定を行う必要がある。	まちづくり政策室
		②	広幅員道路の整備等による延焼遮断帯の整備などの対策を進める必要がある。	まちづくり政策室、道路整備室、公園緑地室
		③	区画整理事業、市街地再開発事業、道路・街路整備事業、公園整備事業などの市街地整備や施設整備により、良質な市街地形成を進める必要がある。	まちづくり政策室、審査指導室、道路管理室、道路整備室、公園緑地室
2	空き家等の適正管理	①	大規模火災時の延焼防止のため、管理不全空き家の状況改善について府や関係機関と連携して進める必要がある。	環境動物室
3	消防・救急体制の充実	①	大規模火災による被害を軽減するため、消防防災施設や消防車両等の計画的な整備を行い消防力の充実強化を図るとともに、消防団の活動強化や消防用水の確保等を進める必要がある。	消防総務室、消防企画室
4	消防体制の広域化	①	緊急消防援助隊等の受け入れ体制整備等、消防体制の広域化について検討する必要がある。	市民安全政策室、消防総務室、消防企画室
5	防災意識の向上	①	市民の防災意識の向上を図るため、出前講座や広報紙による各種啓発活動の継続や防災訓練の実施を推進していく必要がある。	市民安全政策室
		②	文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、消火栓の設置等の対策を行う必要がある。	文化国際室
6	危険性の周知	①	市民が災害の危険性を事前に把握するため、土砂災害・浸水害・洪水・内水氾濫などの被害想定がわかる防災マップ等について、適宜、見直しを行い、定	市民安全政策室、水防・土砂災害対策推

			期的な周知を継続していく必要がある。	進室
7	避難行動支援	①	住民が安全な避難を行うため、災害時の指定避難所、広域避難地及び一時避難地は指定済であるため、今後は、タイムラインや避難経路等の周知とあわせて啓発を行っていく必要がある。	市民安全政策室
		②	災害時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の支援が円滑に行われるよう、定期的に実施している「避難行動要支援者名簿」の更新などを継続していく必要がある。	市民安全政策室、健康福祉政策室、高齢福祉室、障害福祉室

7-2		沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		
項 目		内 容		担当部局室
1	交通麻痺の予防	①	交通麻痺を防ぐため、緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、緊急交通路の道路施設や沿道のインフラ施設の老朽化・耐震化対策などが必要である。	まちづくり政策室、道路整備室、道路管理室、下水道室、水道工務室
2	道路の早期啓開	①	緊急交通路の通行機能確保、迅速な道路啓開体制を強化・充実する必要がある。	市民安全政策室、道路管理室

7-3		ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生		
項 目		内 容		担当部局室
1	土砂、山地災害対策	①	防災インフラ等の損壊・機能不全を防ぐため、ため池の防災・減災対策や森林整備などを実施する必要がある。	市民安全政策室、公園緑地室
		②	豪雨等で流出堆積した流木・土砂を早期に撤去することが必要である。	水防・土砂災害対策推進室

2	避難情報等の適正化	①	避難情報発令の判断は地域防災計画に基づき適切に行っている。法改正により避難情報が変更された場合は、避難情報発令の判断・伝達マニュアルについて、適宜、見直していく必要がある。	市民安全政策室
		②	防災行政無線、防災スピーカー、市ホームページ、SNS、コミュニティFM放送等あらゆる手段を活用して災害時の情報伝達を実施している。	市民安全政策室、箕面広報室
		③	外国人市民への適切な避難情報が提供できるよう、市ホームページ、コミュニティFM放送で外国語による情報提供実施している。	市民安全政策室、箕面広報室、文化国際室

7-4		有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃		
項 目		内 容		担当部局室
1	有害物質の拡散防止	①	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、火薬類・高圧ガス製造事業者の保安対策や、管理化学物質等の管理について、事業者への立入検査・指導等を行っている。引き続き事業者による自主管理の強化対策を実施していくが必要である。	環境動物室、予防室

7-5		農地・山林等の被害による国土の荒廃		
項 目		内 容		担当部局室
1	土砂・山地災害対策及び早期復旧	①	農地・山林等の被害による国土の荒廃を防ぐため、被災農地・山林等の早期復旧、急傾斜地整備などの施策については、急傾斜地崩壊対策事業などを実施している。応急復旧についても、国・府と連携した引き続きの取り組みが必要である。	公園緑地室、農業振興課、水防・土砂災害対策推進室
		②	農地・山林の荒廃を防ぐため、鳥獣害対策の強化、自然公園や里山等の整備やボランティア等による森林整備・保全活動に対する助成等を実施しており、今後も継続しての取り組みが必要がある。	公園緑地室、農業振興課、環境動物室

目標 8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
------	---------------------------------

8-1		大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態		
項 目		内 容		担当部局室
1	処理体制の確保	①	災害廃棄物の適正処理に関する収集運搬体制の確立、施設の強靱化などを定めた廃棄物処理計画の策定を進める必要がある。	市民安全政策室、環境クリーンセンター、環境整備室
		②	被災地のみで衛生環境の保持が困難な場合に備え、広域的な応援体制の構築や支援の調整を行う必要がある。	環境クリーンセンター、環境整備室
2	人材育成	①	家庭等から災害廃棄物を早期に搬出するためには、災害ボランティアによる支援が不可欠であることから、災害ボランティアの登録制度の拡大を図る必要がある。	箕面市社会福祉協議会地域福祉推進課
		②	ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修などを実施する必要がある。	箕面市社会福祉協議会地域福祉推進課

8-2		復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態		
項 目		内 容		担当部局室
1	被災者支援体制の強化	①	早期の被災者支援のため、罹災証明発行及び住家被害認定を迅速に行えるよう、システム整備も含めた体制づくりが必要である。	税務課、固定資産税室

8-3		広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態		
項 目		内 容		担当部局室
1	防災空間の整備・充実	①	避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地など貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効利用を図り、防災空間の確保に努めていく必要がある。	市民安全政策室、まちづくり政策室、公園緑地室、農業振興課
2	都市基盤施設の整備の推進	①	道路、公園、河川等の都市基盤施設については、災害時においてその機能を十分に発揮できるように整備を図る必要がある。	道路整備室、道路管理室、公園緑地室
		②	市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、河川、水路、ため池の水害予防対策と下水道施設の整備推進に努めていく必要がある。	水防・土砂災害対策推進室、公園緑地室、下水道室
3	ライフライン施設の災害予防対策の推進	①	市及びライフライン関係事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設・設備の強化、保全に努めていく必要がある。	市民安全政策室、箕面営業室

8-4		貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		
項 目		内 容		担当部局室
1	文化財の防災対策	①	貴重な文化財や環境的資産の喪失を避けるため、文化財の防災対策等として、所有者・管理者の防災意識啓発、文化財保存活用計画策定、消火栓等の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける必要がある。	文化国際室
2	地域コミュニティの維持	①	地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失を回避するため、応急仮設住宅の早期供給体制の整備、住宅関連情報の提供、復旧資機材（建設資材・木材・機械等）の調達・確保、被災者の生活再建支援（雇用機会の確保など）など被災者生活再建支援の充実を図る必要がある。	まちづくり政策室、建築室、地域活性化室

8-5		事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
項 目		内 容		担当部局室
1	土地活用体制の充実	①	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、地籍調査による土地境界の確定、復興に向けた土地利用方針の早期公表、住宅等の早期供給体制の整備、中小企業等の事業再開のための措置などの施策が必要である。	まちづくり政策室、地域活性化室、建築室

【別紙２】個別事業一覧（具体的な取組み）

○みどりまちづくり部

事業名	具体的な取組み 該当箇所	備考
ブロック塀倒壊予防工事費補助事業	2 住宅・都市－2 住宅・建築物の耐震化①	国土交通省

○消防本部

事業名	具体的な取組み 該当箇所	備考
災害対応特殊救急自動車（高規格救急自動車）更新	1 行政・消防機能・防災教育等－6 消防・救急体制の確保①	総務省
高度救命処置用資器材更新	1 行政・消防機能・防災教育等－6 消防・救急体制の確保①	総務省

○子ども未来創造局

事業名	具体的な取組み 該当箇所	備考
国宝重要文化財等保存活用事業	2 住宅・都市－4 文化財施設等の保護①	文化庁

○健康福祉部

事業名	具体的な取組み 該当箇所	備考
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	3 保健医療・福祉－1 医療・福祉施設における災害対策多王体制の強化	厚生労働省

箕面市強靱化地域計画

令和3年（2021年）〇月

発行：箕面市総務部市民安全政策室

〒562-0003 箕面市西小路四丁目6番1号

電話（072）724-6750

ホームページ<https://www.city.minoh.lg.jp/>